

公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程

(平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第66号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立はこだて未来大学職員就業規則（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第55号。以下「就業規則」という。）第39条の規定に基づき、公立大学法人公立はこだて未来大学（以下「法人」という。）の職員の給料および諸手当（以下「給与」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令等との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）、その他関係法令および労使協定の定めるところによるものとする。

(給与の区分)

第3条 給料は、公立大学法人公立はこだて未来大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第63号。以下「職員勤務時間等規程」という。）第2条、第4条および第6条の規定による正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

2 手当は、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、入試問題作成等手当、入試監督等手当、教員免許状更新講習手当、管理職手当および寒冷地手当とする。

3 賞与は、期末手当および勤勉手当とする。

(給料表)

第4条 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難および責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤労環境その他勤務条件を考慮し、給料表に定める級および号給により決定する。

2 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、その適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 一般職給料表（別表第1）

(2) 教育職給料表（別表第2）

3 前項第2号の給料表の適用を受ける職員は、公立はこだて未来大学学則（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第1号）第9条第1項に掲げる職員のうち教授，准教授，講師，助教および助手の職にある者とする。

4 職員の職務は，その複雑，困難および責任の度に基づいてこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし，その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は，理事長が定める。

（給料決定の基準等）

第5条 職員の職務の級は，理事長が別に定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は，理事長が別に定める基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合または一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は，理事長が別に定める基準に従い決定する。

4 職員の昇給は，理事長が別に定める日に，同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて，行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は，同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものまたは教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものにあつては，1号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

6 55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあつては，57歳）を超える職員に関する前項の規定の適用については，同項中「4号給」とあるのは，「1号給」とする。

7 理事長は，職員の給料について，特に必要があると認めるときは，号給の調整を行うことができる。

8 職員の昇給は，その属する職務の級における最高の号給を超えて行

うことができない。

9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の支給)

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であって、前条に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、またはその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から職員勤務時間等規程第5条および第6条の規定に基づく休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母および祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものにあつては、3,500円）とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項および第28条に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、要綱で定める。

第8条 削除

(住居手当)

第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（公立大学法人公立はこだて未来大学職務住宅管理規程（公立大学法人公立はこだて未来大学規程第53号）に規定する職務住宅（以下「職務住宅」という。）を貸与され、貸付料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。）
- (2) 第12条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（職務住宅その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- ア 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の

月額から1万6,000円を控除した額

イ 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）を1万1,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項および第28条に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（地域手当）

第10条 地域手当は、東京都（特別区の存する区域に限る。次項第1号において同じ。）内に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当および管理職手当の月額の合計額に、100分の20を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃または料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を利用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自

動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し，または自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって，交通機関等を利用せず，かつ，自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２ 通勤手当の額は，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 前項第１号に掲げる職員 支給単位期間につき，理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし，運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）が５万５，０００円を超えるときは，支給単位期間につき，５万５，０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において，１箇月当たりの運賃等相当額の合計額が５万５，０００円を超えるときは，その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，５万５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第２号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ，支給単位期間につき，それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）

が片道５キロメートル未満である職員 ２，０００円

イ 使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員 ４，２００円

ウ 使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員 ７，１００円

エ 使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員 １０，０００円

オ 使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員 １万２，９００円

- カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 1 万 5, 800 円
- キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 1 万 8, 700 円
- ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 2 万 1, 600 円
- ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 2 万 4, 400 円
- コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 2 万 6, 200 円
- サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 2 万 8, 000 円
- シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 2 万 9, 800 円
- ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 3 万 1, 600 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前 2 号に定める額（1 箇月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が 5 万 5, 000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5 万 5, 000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第 1 号に定める額または前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させる

ものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 前各項および第28条に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給および返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第12条 勤務箇所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、3万円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。

3 前2項および第28条に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（時間外勤務手当）

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に

した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第15条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、職員勤務時間等規程第6条の規定に基づき休日の振替日を指定された職員には、当該勤務を命ぜられた休日における勤務に対する時間外勤務手当は、支給しない。

3 前2項の規定にかかわらず、職員勤務時間等規程第6条の規定により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（細則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（職員勤務時間等規程第6条の規定に基づく振替日における勤務のうち理事長が定めるものを除く。）の時間（以下この条において「正規の勤務時間外の時間」という。）と、職員勤務時間等規程第6条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（細則で定める時間を除く。以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間を超える時間」という。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項および前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の

時間にあつては 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超える時間にあつては 100 分の 50 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 職員勤務時間等規程第 7 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 24 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の時間にあつては 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 1 項に規定する理事長が定める割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超える時間にあつては 100 分の 50 から 100 分の 25 を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- 6 時間外勤務手当は、管理または監督を行う地位にある職員（第 16 条第 1 項の管理監督職員をいう。）には、支給しない。

（夜間勤務手当）

第 14 条 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 24 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第 15 条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 24 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

- 2 休日勤務手当は、管理または監督を行う地位にある職員（次条第1項の管理監督職員をいう。）には、支給しない。

（入試問題作成等手当）

第15条の2 入試問題作成等手当は、職員（学長および第4条第3項に規定する職員をいう。次条および第15条の4において同じ。）が入学試験問題の作成業務または採点業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる入学試験の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 一般選抜試験 次に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ次に定める額

ア 入学試験問題の作成 1科目につき20,000円

イ 採点 1日につき5,000円

(2) 前号の試験以外の入学試験 次に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ次に定める額

ア 入学試験問題の作成 1科目につき10,000円

イ 採点 1日につき5,000円

（入試監督等手当）

第15条の3 入試監督等手当は、職員が入学試験（大学入学共通テストを含む。以下この条において同じ。）の当日に入試監督等業務（入学試験の監督もしくは面接または実施本部の運営のための業務をいう。）に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1日につき2,000円とする。

- 3 職員が同一の入学試験について同一の日に第1項の業務および前条第1項の採点業務のいずれにも従事した場合には、その職員に対する入試監督等手当は、支給しない。

（管理職手当）

第16条 管理または監督の地位にある職員のうち、次の各号に掲げる職務にある職員（以下「管理監督職員」という。）に管理職手当を支給するものとし、その月額は、当該各号に掲げる額とする。

(1) 事務局長 88,000円

(2) 事務局の課長および参事（3級） 64,000円

(3) 研究科長，学科長，メタ学習センター長，情報ライブラリー長，
社会連携センター長および情報システムデザインセンター長 64,000
円

(4) コース長 57,000円

2 前項の規定による額が管理職手当の支給を受ける職員の給料月額に
100分の25を乗じて得た額を超えるときは，同項の規定にかかわ
らず，その乗じて得た額をその者の管理職手当の月額とする。

3 管理監督職員が2以上の職務を兼ねる場合には，主たる職務につき
管理職手当を支給する。

4 前3項に定めるもののほか，管理職手当の支給に関し必要な事項は，
別に定める。

（期末手当）

第17条 期末手当は，6月1日および12月1日（以下この条，次条お
よび附則第3項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）に
それぞれ在職する職員に対して，それぞれ基準日の属する月の理事長
が別に定める日（次条および第19条においてこれらの日を「支給日」
という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し，また
は死亡した職員（第25条第7項の規定の適用を受ける職員を除く。）
で，理事長の定めるものについても，同様とする。

2 期末手当の額は，期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た
額（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるも
のおよび第16条第1項第3号の規定による管理職手当を支給される
職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては，100分の105
を乗じて得た額）に，基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の
在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗
じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3 箇月未満 1 0 0 分の 3 0

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。附則第 3 項第 3 号において同じ。）において職員が受けるべき給料（給料の調整額を含む。次項および第 2 0 条第 3 項において同じ。）および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級以上であるものおよび教育職給料表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて 1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

（支給制限）

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 4 7 条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 2 5 条第 2 項の規定に該当して解雇された職員
- (3) 基準日前 1 箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（一時差止め）

第 19 条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 5 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合またはその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合には、その旨を記載した文書を当該一時差止処分を受けた者に交付しなければならない。

3 前項の規定により文書を交付する場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、その内容を法人の掲示場に掲示することをもつてこれに代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して 2 週間を経過した日に、文書が当該一時差止処分を受けた者に交付されたものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕さ

れているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この項から第3項までおよび附則第3項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員で、理事長の定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長の定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第17条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第20条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条中「前条第1項」とあるのは「第20条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第20条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（寒冷地手当）

第21条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員（理事長が指定する勤務箇所に勤務する職員については、理事長が特に認める者に限る。）に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族（第7条第2項に規定する扶養親族をいう。次項において同じ。）または配偶者（他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者に限る。同項において同じ。）のある職員にあつては2万5,100円、その他の職員にあつては1万4,300円とし、世帯主でない職員にあつては9,600円とする。

3 前項の扶養親族または配偶者のある職員には、扶養親族または配偶者のある職員であつて細則で定めるものを含まないものとする。

4 函館市以外の寒冷の地域で理事長が別に定める地域に在勤する職員の寒冷地手当の額は、第2項の規定にかかわらず、当該地域に在勤する国家公務員に支給されることとなる寒冷地手当の額を基準として、理事長が別に定める額とする。

5 寒冷地手当は、基準日の属する月の給料の支給日に支給する。

（給与の減額）

第22条 職員が勤務しないときは、職員勤務時間等規程第5条に規定す

る休日（職員勤務時間等規程第6条に規定する振替日を含む。）または職員勤務時間等規程第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（端数計算）

第23条 第13条から第15条までの規定により、時間外勤務手当、夜間勤務手当または休日勤務手当の額を算定する場合および前条の規定により勤務しない時間につき減額する額の算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額ならびに寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。

2 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額ならびに寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該年度の職員勤務時間等規程第5条第3号および第4号に掲げる休日（その日が日曜日または土曜日に当たる日を除く。）に割り振られた時間を減じたもので除した額とする。

（休職給）

第25条 職員が職務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項および第3項に規定する通勤をいう。第6項において同じ。）により負傷し、もしくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達す

るまで、これに給料、扶養手当、住居手当、地域手当、期末手当および寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまで、これに給料、扶養手当、住居手当、地域手当、期末手当および寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当および地域手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第15条第1項第3号または第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当、地域手当、期末手当および寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 6 就業規則第15条第1項第6号の規定により休職にされた職員に対する給与については、理事長が定める。
- 7 第2項、第3項または第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、または死亡したときは、第17条第1項の規定により理事長が別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当については、第18条および第19条の規定を準用する。この場合において、第18条中「前条第1項」とあるのは、「第25条第7項」と読み替えるものとする。
(専従休職者の給与)

第26条 就業規則第15条第1項第5号の労働組合専従休職期間中は、いかなる給与も支給しない。

(給料の調整額)

第27条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難もしくは責任の度または勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の

級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(給与の支給)

第28条 給料は、当月分を毎月21日に支給する。

- 2 前項の支給期日が休日（職員勤務勤務時間等規程第5条第1号から第3号までに掲げる休日をいう。以下この項において同じ。）にあたるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日、日曜日または土曜日でない日に支給する。

- 3 扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当および管理職手当は、当月分を当該月の給料の支給日に支給する。

- 4 時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、入試問題作成等手当、入試監督等手当および教員免許状更新講習手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。

- 5 理事長が特別の事情があると認めるときは、前各項の規定にかかわらず、その月内において支給期日を変更し、または分割して支給することができる。

- 6 職員が職員勤務時間等規程第7条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する第4項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「職員勤務時間等規程第7条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

(給与からの控除)

第29条 別に法律で定めるものおよび労使協定（職員勤務時間等規程第3条第2項に規定する労使協定をいう。）に定めるものについては、職員に支給する給与から控除することができるものとする。

(給与の口座振替)

第 30 条 給与は、職員の申出により、その全額を口座振替の方法により支払うものとする。

(適用除外)

第 31 条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）および公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例（平成 14 年函館市条例第 10 号）の規定に基づき、函館市から法人に派遣される職員の第 3 条に規定する給与については、第 4 条から第 27 条までの規定にかかわらず、函館市職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年函館市条例第 15 号）第 22 条の 4 第 2 項後段の規定の例による取扱いについては、この限りではない。

(補則)

第 32 条 この規程に定めるもののほか、職員の給与、諸手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(給料の経過措置)

2 公立大学法人公立はこだて未来大学への職員の引継ぎに関する条例（平成 19 年函館圏公立大学広域連合条例第 6 号）の規定により法人の職員となった者で、その者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額（公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成 21 年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第 26 号。以下この項において「平成 21 年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成 27 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 4 級で

ある者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

(1) 平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

(2) 前号に掲げる以外の職員 100分の99.34
(特定職員の給与の減額)

3 平成30年3月31日までの間、職員（一般職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上である者または教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である者であってその号給が職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項および次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第5項および第6項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項および附則第5項において「給料月額減額基礎額」という。）

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額（第 17 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給料の調整額の月額を加算した額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給料の調整額を加算した額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額（第 20 条第 4 項において準用する第 17 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給料の調整額を加算した額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 6 項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 20 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第 4 項において準用する第 17 条第 4 項の規定の適用を受ける

職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給料の調整額を加算した額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第25条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第25条第1項 前各号に定める額

イ 第25条第2項または第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第25条第4項 第1号および第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第25条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日

に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

5 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第24条の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

附 則 (平成21年5月22日規程第22号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 31 日規程第 23 号）

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 25 日規程第 26 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程第 20 条第 2 項から第 4 項までまたは第 25 条（第 4 項を除く。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるものから当該職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、地域手当、単身赴任手当（公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程第 12 条第 2 項に規定する理事長が定める額を除く。）および管理職手当の月額合計額に 100 分の 0.19 を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮し

て理事長が定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1 級	1 号給から 3 2 号給まで
	2 級	1 号給から 1 2 号給まで

(2) 平成 2 1 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0. 1 9 を乗じて得た額

(理事長への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成 2 2 年 3 月 1 5 日規程第 3 6 号)

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日規程第 8 5 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 2 2 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 2 2 年 1 2 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程 (以下この項および第 4 項において「改正後の給与規程」という。) 第 1 7 条第 2 項から第 4 項まで、第 2 5 条 (第 4 項を除く。) または附則第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額 (以下この項において「基準額」という。) から次に掲げる額の合計額 (以下この項において「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 2 2 年 4 月 1 日 (同月 2 日から同年 1 2 月 1 日までの間に職員 (公立大学法人公立はこだて未来大学職員就業規則 (平成 2 0 年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第 5 5 号) 第 2 条第 1 項に

規定する職員をいう。以下この項および次項において同じ。）以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄，職務の級欄および号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与規程附則第３項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず，かつ，公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程附則第２項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成２２年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあつては，その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは，当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料，扶養手当，住居手当，地域手当，初任給調整手当，単身赴任手当および管理職手当の月額合計額に１００分の０．２６を乗じて得た額に，同月からこの規程の施行の日の属する月の前月までの月数（同年４月１日からこの規程の施行の日の前日までの期間において，在職しなかった期間，給料を支給されなかった期間，減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては，当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	１級	１号給から７２号給まで
	２級	１号給から５２号給まで
	３級	１号給から４０号給まで
	４級	１号給から１２号給まで

(2) 平成２２年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に１００分の０．２６を乗じて得た額

3 平成２２年４月１日から同年１２月１日までの間において理事長が

定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額および理事長が定める者との権衡を考慮して理事長が定める額」とする。

（平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員に関する読替え）

- ４ 平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第３項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「平成２２年１２月１日」と、「５５歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。

（理事長への委任）

- ５ 前３項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

（公立大学法人公立はこだて未来大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程の一部改正）

- ６ 公立大学法人公立はこだて未来大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程（平成２０年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第６３号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（公立大学法人公立はこだて未来大学職員の育児休業等に関する規程の一部改正）

- ７ 公立大学法人公立はこだて未来大学職員の育児休業等に関する規程（平成２０年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第６４号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成２４年３月２８日規程第１８号）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年３月２５日規程第４号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月２４日規程第３号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 この規程の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程第9条第1項および第2項の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)から平成28年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項第2号中「5,500円」とあるのは、施行日から平成27年3月31日までの間は「4,000円」と、同年4月1日から平成28年3月31日までの間は「2,000円」とする。

附 則 (平成26年11月20日規程第9号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、この規程の規定(公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)第20条および附則第6項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の給与規程(次項において「改正後の給与規程」という。)の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規程の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成27年3月25日規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)附則第2項の改正規定は、公告の日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(理事長が

定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与規程附則第3項の特定職員（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

- 3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 4 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定により給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第17条第4項（給与規程第20条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）および附則第3項第2号から第4号までの規定の適用については、給与規程第17条第4項中「給料の月額」とあるのは「給料月額と公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成27年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第6号。以下「平成27年改正規程」という。）附則第2項から第4項までの規定による給料の額との合計額」と、附則第3項第2号から第4号までの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成27年改正法附則第2項から第4項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則（平成28年2月22日規程第17号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、この規程の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（次項に

において「改正後の規程」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成28年6月23日規程第8号)

この規程は、平成28年6月23日から施行する。

附 則 (平成28年12月9日規程第11号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、この規程の規定(公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程(以下「給与規程」という。))第7条ならびに附則第3項および第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規程の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成28年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第11号)による改正後の給与規程(以下「平成28年改正規程」という。)第8条第3項第3号および第4号の規定は適用せず、平成28年改正規程第7条第3項および第8条の規定の適用については、同項中「前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))については1人につき6,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級である

もの（以下「一４級職員等」という。）にあつては，３，５００円），同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１万円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については１万円，同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき８，０００円（職員に配偶者が不在の場合にあつては，そのうち１人については１万円），同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき６，５００円（職員に配偶者および扶養親族たる子が不在の場合にあつては，そのうち１人については９，０００円）」と，同条第１項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において，その職員に配偶者が不在ときは，その旨を含む。）」と，

同項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子または前条第２項第３号もしくは第５号に該当する扶養親族が，満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により，扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子または前条第２項第３号もしくは第５号に該当する扶養親族が，満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により，扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）」

と，同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号，第２号もしくは第５号」と，「においては，その」とあるのは「または扶

養手当を受けている職員について第1項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定ならびに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者および扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者または扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、平成28年改正規程第8条第3項第3号および第4号の規定は適用せず、平成28年改正規程第7条第3項および第8条の規定の適用については、同項中「扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」とあるのは「扶養親族」と、「一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「一4級職員等」という。）にあつては3,500円」、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号または第5号」とする。

附 則（平成30年3月12日規程第6号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、この規程の規定によ

る改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は，平成２９年４月１日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては，この規程の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は，改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成３０年１０月１５日規程第４号）

この規程は，平成３０年１１月１日から施行する。

附 則（平成３０年１２月１７日規程第５号）

（施行期日）

- 1 この規程は，公告の日から施行する。ただし，第２条の規定は，平成３１年４月１日から施行する。
- 2 第１条の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は，平成３０年４月１日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第１条の規定による改正後の規程の規定を適用する場合においては，第１条の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は，改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年１２月１０日規程第６号）

（施行期日）

- 1 この規程は，公告の日から施行する。ただし，第２条の規定は，令和２年４月１日から施行する。
- 2 第１条の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は，平成３１年４月１日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与規程第9条の規定により支給されていた住居手当の月額が1,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和4年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与規程第9条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第2号において「旧手当額」という。）から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与規程第9条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与規程第9条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,000円を超えることとなる職員

- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和2年6月25日規程第1号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員給与規程第13条第3項および第4項の規定は、これらの規定の適用があつたとしたならば、平成30年6月以後に支給期日が到来することとなる時間外勤務手当について適用する。

（公立大学法人公立はこだて未来大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程の一部改正）

- 2 公立大学法人公立はこだて未来大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第63号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（令和2年11月30日規程第4号）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日規程第5号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（以下「新給与規程」という。）第17条第2項ならびに公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第25条（第4項を除く。）もしくは第17条第3項および第4項、公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例（平成14年函館市条例第10号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を、新給与規程第17条第2項に規定する特定管理職員は107.5分の15を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 3 令和3年12月に公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例（平成14年函館市条例第10号）の規定に基づき期末手当（これに相当するものとして理事長が定めるものを含む。）を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を、新給与規程第17条

第2項に規定する特定管理職員は107.5分の15を乗じて得た」とあるのは、「理事長が定める者との権衡を考慮して理事長が定める」とする。

(理事長への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (令和4年12月8日規程第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、この規程の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(理事長への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (令和5年12月14日規程第12号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 第1条の規定（公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第17条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程第17条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（理事長への委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和6年3月13日規程第11号）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第25条第2項の規定は、この規程の施行の日以後に命ぜられた休職の期間に係る給与について適用し、同日前に命ぜられた休職の期間に係る給与については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月14日規程第17号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から、第3条の規定は、同年6月1日から適用する。
- 2 第1条の規定（公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第17条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程第17条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与規程（以下「第1条改正後給与規程」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）

- 5 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与規程別表第1または別表第2までの給料表の適用をうけていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げら

れている職務の級であったものの切替日における号給（次項および同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級および同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 6 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員および理事長が定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動または当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 7 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与規程（以下「第2条改正後給与規程」という。）第7条の規定の適用については、同条第1項中「すべての職員」とあるのは「職員」と、「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中

「(5) 重度心身障害者」

とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「,前項第6条に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（理事長への委任）

- 8 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

別表第 1 （第 4 条関係）

一般職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額 （円）	給料月額 （円）	給料月額 （円）	給料月額 （円）
1	183,500	265,300	298,800	408,300
2	184,600	266,300	300,300	410,200
3	185,800	267,300	301,800	412,100
4	186,900	268,300	303,200	413,900
5	188,000	269,300	304,600	415,700
6	189,700	270,300	305,700	417,500
7	191,300	271,300	306,700	419,300
8	192,900	272,300	307,900	421,100
9	194,500	273,300	309,100	422,700
10	196,200	274,300	310,700	424,200
11	197,800	275,300	312,300	425,700
12	199,400	276,400	313,900	427,200
13	201,000	277,400	315,400	428,700
14	202,700	278,700	317,000	430,000
15	204,400	280,000	318,600	431,300
16	206,100	281,200	320,200	432,500
17	207,400	282,500	321,700	433,700
18	209,000	283,800	323,400	458,300
19	210,600	285,000	325,000	463,800
20	212,100	286,200	326,600	468,800
21	213,600	287,300	328,000	473,500
22	215,200	288,500	329,700	477,500
23	216,800	289,800	331,400	481,000
24	218,400	291,100	333,000	484,000

25	220, 000	292, 400	334, 200	486, 500
26	221, 700	295, 800	336, 100	488, 500
27	223, 000	297, 200	337, 800	
28	224, 300	298, 500	339, 400	
29	225, 600	299, 600	340, 900	
30	226, 700	300, 600	342, 500	
31	227, 800	301, 700	344, 100	
32	228, 900	302, 900	345, 700	
33	230, 000	304, 300	347, 400	
34	231, 500	305, 600	349, 200	
35	233, 000	307, 000	351, 000	
36	234, 500	308, 400	352, 800	
37	236, 000	309, 800	354, 300	
38	237, 500	311, 300	355, 700	
39	239, 000	312, 700	357, 100	
40	240, 500	314, 100	359, 900	
41	242, 000	315, 600	361, 700	
42	243, 400	317, 100	363, 400	
43	244, 800	318, 500	365, 100	
44	246, 200	319, 900	366, 500	
45	247, 400	321, 400	367, 800	
46	248, 600	322, 900	369, 000	
47	249, 800	324, 200	370, 400	
48	251, 000	325, 300	371, 500	
49	252, 100	326, 900	372, 400	
50	253, 200	328, 400	373, 400	
51	254, 300	329, 800	374, 500	
52	255, 400	331, 200	375, 300	
53	256, 400	332, 600	376, 200	

54	257, 400	334, 000	377, 100	
55	258, 400	335, 400	377, 900	
56	259, 400	336, 900	378, 700	
57	260, 400	338, 400	379, 500	
58	261, 300	339, 800	380, 300	
59	262, 200	341, 300	381, 000	
60	263, 100	342, 400	381, 700	
61	263, 900	343, 500	382, 400	
62	264, 700	344, 600	383, 100	
63	265, 500	345, 700	383, 800	
64	266, 300	346, 800	384, 300	
65	267, 000	347, 400	384, 900	
66	267, 800	348, 200	385, 500	
67	268, 600	349, 100	386, 200	
68	269, 300	349, 900	386, 600	
69	270, 000	350, 800	387, 200	
70	270, 800	351, 600	387, 800	
71	271, 600	352, 400	388, 300	
72	272, 300	353, 100	388, 700	
73	273, 000	353, 800	389, 300	
74	273, 800	354, 400	389, 900	
75	274, 600	355, 000	390, 400	
76	275, 300	355, 300	390, 800	
77	276, 000	355, 900	391, 300	
78	276, 700	356, 400	391, 800	
79	277, 400	357, 000	392, 400	
80	278, 100	357, 300	392, 700	
81	278, 800	357, 900	393, 100	
82	279, 500	358, 500	393, 500	

83	280, 200	359, 100	393, 900	
84	280, 900	359, 400	394, 200	
85	281, 500	359, 800	394, 500	
86	282, 200	360, 300	394, 800	
87	282, 800	360, 800	395, 000	
88	283, 500	361, 100	395, 200	
89	284, 100	361, 600	395, 500	
90	284, 800	362, 200	395, 800	
91	285, 400	362, 700	396, 000	
92	286, 100	363, 000	396, 200	
93	286, 700	363, 400	396, 500	
94	287, 400	363, 900	396, 800	
95	288, 000	364, 400	397, 000	
96	288, 500	364, 700	397, 200	
97	289, 000	365, 200	397, 500	
98	289, 600	365, 700	397, 800	
99	290, 100	366, 000	398, 000	
100	290, 700	366, 300	398, 200	
101	291, 200	366, 800		
102	291, 700	367, 200		
103	292, 300	367, 600		
104	292, 900	368, 000		
105	293, 400	368, 500		
106	293, 900	368, 900		
107	294, 300	369, 300		
108	294, 600	369, 700		
109	294, 800	370, 200		
110	295, 100	370, 600		
111	295, 300	371, 000		

112	295, 600	371, 400		
113	295, 800			
114	296, 000			
115	296, 300			
116	296, 500			
117	296, 800			
118	297, 100			
119	297, 400			
120	297, 700			
121	298, 000			
122	298, 300			
123	298, 600			
124	299, 000			
125	299, 200			
126	299, 400			
127	299, 700			
128	300, 100			
129	300, 300			
130	300, 600			
131	301, 000			
132	301, 400			
133	301, 600			
134	301, 900			
135	302, 200			
136	302, 500			
137	302, 700			
138	303, 000			
139	303, 300			
140	303, 600			

141	303,800			
142	304,200			
143	304,600			
144	304,900			
145	305,100			
146	305,300			
147	305,600			
148	306,000			
149	306,200			
150	306,400			
151	306,700			
152	307,000			
153	307,400			
154	307,600			
155	307,900			
156	308,200			
157	308,500			

備考 この表は、就業規則が適用される職員のうち、教育職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2（第 4 条関係）

教育職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額 （円）	給料月額 （円）	給料月額 （円）	給料月額 （円）
1	261,400	340,300	393,600	461,300
2	263,600	341,900	395,300	470,100
3	265,700	343,500	396,700	478,500
4	267,600	345,000	398,000	486,600
5	269,400	346,500	399,200	494,900
6	270,900	348,100	400,200	502,600
7	272,400	349,700	401,200	509,900
8	273,900	351,300	402,200	516,900
9	275,700	352,700	403,100	523,600
10	277,700	354,700	404,200	529,800
11	279,700	356,700	405,300	534,500
12	281,700	358,700	406,400	538,000
13	283,700	360,500	407,500	541,500
14	285,900	362,100	408,600	544,700
15	288,000	363,700	409,700	547,700
16	290,100	365,300	410,800	550,200
17	292,000	366,600	411,900	552,300
18	294,700	368,100	413,000	
19	297,400	369,500	414,100	
20	300,000	370,800	415,300	
21	302,600	372,100	416,300	
22	305,000	373,300	417,400	
23	307,400	374,500	418,500	
24	309,600	375,600	419,700	

25	311,800	376,700	420,600	
26	313,800	378,100	421,700	
27	315,800	379,400	422,800	
28	317,800	380,700	423,800	
29	319,800	382,000	424,800	
30	321,700	383,300	425,900	
31	323,600	384,600	427,000	
32	325,500	385,900	428,100	
33	327,300	387,200	429,100	
34	329,200	388,400	430,300	
35	331,100	389,600	431,500	
36	333,000	390,700	432,700	
37	334,700	391,800	433,400	
38	335,900	393,000	434,300	
39	337,000	394,100	435,200	
40	338,100	395,200	436,000	
41	338,700	396,300	436,800	
42	339,100	397,500	437,700	
43	339,500	398,700	438,600	
44	339,900	399,800	439,400	
45	340,500	400,800	440,100	
46	341,000	401,800	441,000	
47	341,500	402,800	442,000	
48	341,900	403,700	442,900	
49	342,300	404,900	443,800	
50	342,700	406,300	444,700	
51	343,100	407,700	445,700	
52	343,500	409,100	446,600	
53	343,900	409,900	447,600	

54	344,300	410,900	448,600	
55	344,700	411,900	449,500	
56	345,100	413,000	450,500	
57	345,500	413,900	451,400	
58	345,900	414,700	452,300	
59	346,300	415,500	453,200	
60	346,700	416,200	454,200	
61	347,100	416,900	455,000	
62	347,500	417,800	455,400	
63	347,900	418,600	456,000	
64	348,300	419,200	456,600	
65	348,700	419,800	457,200	
66	349,100	420,200	457,900	
67	349,500	420,500	458,200	
68	349,900	420,800	458,800	
69	350,300	421,100	459,200	
70	350,800	421,400	459,500	
71	351,200	421,600	459,800	
72	351,600	421,900	460,100	
73	351,900	422,100	460,400	
74	352,400	422,400		
75	352,800	422,700		
76	353,200	423,000		
77	353,600	423,200		
78	354,100	423,400		
79	354,600	423,700		
80	355,100	424,000		
81	355,600	424,200		
82	356,300	424,500		

83	357,000	424,800		
84	357,700	425,100		
85	358,300	425,300		
86	358,900	425,600		
87	359,500	425,900		
88	360,100	426,100		
89	360,600	426,300		
90	361,000	426,600		
91	361,400	426,900		
92	361,800	427,100		
93	362,200	427,300		
94	362,600			
95	363,100			
96	363,500			
97	364,100			
98	364,600			
99	365,000			
100	365,500			
101	365,900			
102	366,400			
103	366,700			
104	367,100			
105	367,600			
106	368,000			
107	368,500			
108	369,000			
109	369,400			
110	369,900			
111	370,300			

112	370,700			
113	371,100			
114	371,500			
115	371,900			
116	372,300			
117	372,700			
118	373,100			
119	373,500			
120	373,900			
121	374,200			
122	374,600			
123	375,100			
124	375,400			
125	375,800			
126	376,300			
127	376,800			
128	377,200			
129	377,600			

備考 この表は、公立はこだて未来大学学則（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第1号）第9条第1項に掲げる職員のうち、教授、准教授、講師、助教および助手の職にある者に適用する。